

## ①ボランティア団体基盤強化助成【抜粋】

### 審査基準

#### [組織]

- 1 福祉活動を目的としたボランティア団体であること
- 2 市町社会福祉協議会にボランティア団体として登録されていること
- 3 この助成を受けて3年が経過している団体であること

#### [事業（活動）]

- 1 福祉の向上を目的とした活動が、計画的・継続的に行われていること
- 2 他から申請の内容について補助を受けていないこと
- 3 構成員の相互扶助的な活動である場合は対象外とする
- 4 学校の部活動の一環である場合は対象外とする  
※学校が準備すべきである。
- 5 デイサービス事業の一環につながる器材は対象外とする  
※運営団体が整備すべきものである。
- 6 地域内の助け合いにかかる活動については、地域の環境整備の場合（自治会活動）は対象外とする。  
ただし、個別支援の場合（ボランティア活動）は対象とする

#### [経費]

- 1 繰越金が概ね補助額を超えていないこと

#### [申請器材について]

- 1 使用目的や使用頻度から他の団体と共有することにより有効に活用できる器材（下記に記載の器材等）を「共有器材」とする。

共有器材と判断した場合『ボランティア団体基盤強化助成』においては助成対象としないが、『ボランティアセンター基盤強化助成』で対応することとする。

##### ①パソコン、プリンター

以下の場合には対象外とする

- ・使用目的が管理・運営の場合
- ・使用目的が管理・運営でなくても使用頻度が少ない場合
- ・設置場所が個人宅の場合

\* 上限価格—パソコン15万円まで、 プリンター2万円まで

②テント、無線機

③デジタルカメラ

以下の場合の対象外とする

- ・活動記録のために使用の場合
- ・年数回の機関誌の発行の場合

※上限価格を定める 2万円まで

④楽器

以下の場合の対象外とする

- ・対象者にリハビリ効果が求められるものでない場合
- ・発表や慰問だけの場合
- ・特定の人にしか使用できないもの
- ・1点が1,000円以下である場合

ただし、「鈴」のように介護予防に有効とされるものは対象とする。

⑤音響器材

⑥OHC

⑦OHP、スクリーン

⑧DVDレコーダー

⑨綿菓子機、かき氷機等模擬店用器材

※条件一・生活圏域で活用すること

⑩テレビ、ビデオ

公民館に設置の場合地元との折半とする。

※上限価格 ビデオカメラ5万円まで

⑪バリアントール（色弱模擬フィルタ）、白杖

⑫手ぶら拡声器

2 公民館等公共の施設に備え付ける器材について

公民館等公共の施設に備え付ける場合は、地元が半額を負担することとする。

（冷蔵庫、炊飯器、調理器具、電子レンジ、座椅子、テレビ、ビデオ等）

以下の場合の対象外

- ・1点が1万円未満である場合

3 上限価格を定めている器材

①パソコン15万円まで、プリンター2万円まで

②デジタルカメラ2万円まで

③ビデオカメラ5万円まで

④カセットデッキ、デジタル録音機（朗読用）4万円まで

4 ユニフォーム、エプロン、ウインドブレーカー等

条件を付加し対象とする

※条件一・半額助成とする

- ・『三重ボランティア基金』の名称を入れること
- ・募金活動への取り組みをお願いしたい

- 5 『ボランティアセンター基盤強化助成』においても助成の対象とならないもの
- ①収納庫、棚、会議机、いす
  - ②じゅうたん
  - ③ソート&チューブイリュージョン、スパーダー（幕）
  - ④宅老所の整備となるような器材
    - ※介護保険のデイサービス事業等である場合
  - ⑤作業所の整備となるような器材
    - ※共同募金配分が妥当である。
  - ⑥団体の基盤強化とならない器材